



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月26日(金) 号外(第7号)

目次

ページ

規則

- 群馬県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(業務プロセス改革課) 2
- 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(薬務課) 2
- 群馬県食品衛生法施行細則の一部を改正する等の規則(食品・生活衛生課) 4
- 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(地域企業支援課) 5
- 群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(労働政策課) 10
- 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課) 10

■ 規 則

群馬県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十八号

群馬県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年群馬県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別表第一群馬県食品衛生法施行条例(平成十二年群馬県条例第四十一号)の項を削り、同表群馬県食品衛生法施行細則(昭和三十二年群馬県規則第九十号)の項中「別表の一の表第五号(三)並びに別表の二の表第二号(七)及び第三号(一)」を削る。

別表第二群馬県食品衛生法施行条例(平成十二年群馬県条例第四十一号)の項を削り、同表群馬県食品衛生法施行細則(昭和三十二年群馬県規則第九十号)の項中「別表の一の表第五号(三)及び別表の二の表第二号(七)」を削る。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十九号

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成二十六年群馬県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第七條第三項ただし書」を「第七條第四項ただし書」に、「第七條第四項」を「第七條第八項」に、「第二十三條の二の十四第六項」を「第二十三條の二の十四第十三項」に、「第二十八條第三項ただし書」を「第二十八條第四項ただし書」に、「第三十五條第三項ただし書」を「第三十五條第四項ただし書」に改める。

別記様式第一号中「印」を削り、「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

別記様式第二号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改める。「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「印」を削る。

別記様式第五号中「印」を削る。

「2 薬局へのアクセス

(10) 地域連携薬局の認定

地域連携薬局の認定の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
--------------	----------------------------	----------------------------

(11) 専門医療機関連携薬局の認定

専門医療機関連携薬局の認定の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
------------------	----------------------------	----------------------------

右の場合、傷病の区分

2 薬局へのアクセス

(7) 受動喫煙を防止するための措置

受動喫煙を防止するための措置	0 1	<input type="checkbox"/> 全面禁煙
	0 2	<input type="checkbox"/> 分煙 (喫煙所設置)
	0 3	<input type="checkbox"/> 未実施

削り、

薬利服用歴管理の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
---------------	----------------------------	----------------------------

オンライン服薬指導の実施の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
-----------------	----------------------------	----------------------------

電磁的記録をもって作成された処方箋の受付の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
-------------------------	----------------------------	----------------------------

薬利服用歴管理の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
---------------	----------------------------	----------------------------

退院時の情報を共有する体制	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
入院時の情報を共有する体制	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

入院時の情報を共有する体制の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
------------------	---

エ 退院時の情報を共有する体制
 「エ 受診勧奨」や「オ 受診勧奨」並びに「カ 地域住民」や「ク 地域住民」並びに「(3) 情報開示の体制」並びに「(3) 感染防止対策の実施」

感染防止対策の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--------------	---

(4) 情報開示の体制
 「(4) 症例」や「(5) 症例」並びに「(5) 処方箋」や「(6) 処方箋」並びに「(6) 医療」や「(7) 医療」並びに「(7) 健康サポート薬局」や「(8) 健康サポート薬局」並びに「(8) 患者」や「(9) 患者」並びに「(9) 患者満足度」や「(10) 患者満足度」並びに「(10)」や「(11)」並びに「(10)」

1年間の居宅療養管理指導の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 延べ患者数 人 <input type="checkbox"/> 無
--------------------	---

1年間の居宅療養管理指導の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 延べ患者数 人 <input type="checkbox"/> 無
--------------------	---

3 地域連携薬局等に関する事項
 (1) 地域連携薬局

地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数	人
利用者が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数	回
利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数	回
上記のほか、医療機関に情報を共有した回数	回
休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	回

在庫として保管する医薬品を他の薬局開設者に提供した回数	回
麻薬に係る調剤を行った回数	回
当該薬局において無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数	回
他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数	回
他の薬局を紹介する等により無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数	回
地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数	回
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数	回

(2) 専門医療機関連携薬局

傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数	区分：	人
	区分：	人
	区分：	人
	区分：	回
	区分：	回
傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う他の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に情報を共有した回数	区分：	回
	区分：	回
休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	回	
在庫として保管する傷病の区分：	回	

分に係る医薬品を必要の場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数	区分： 回
麻薬に係る調剤を行った回数	区分： 回
地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づいた調剤及び指導に関する研修を行った回数	区分： 回
地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数	区分： 回

改める。
別記様式第六号から別記様式第十号まで及び別記様式第十三号中「五」を削る。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定、別記様式第一号の改正規定（「五」を削る部分を除く。）、別記様式第二号の改正規定及び別記様式第五号の改正規定（「五」を削る部分を除く。）の改正規定は、令和三年八月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県食品衛生法施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十号

群馬県食品衛生法施行細則の一部を改正する等の規則

(群馬県食品衛生法施行細則の一部改正)

- 第一条 群馬県食品衛生法施行細則(昭和三十二年群馬県規則第九十号)の一部を次のように改正する。
 - 第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。
 - 第二条第三項中「別記様式第一号の二」を「別記様式第二号」に改め、同条を第三条とし、第一条の二を第二条とする。

第六条の見出し中「廃業等」を「休業等」に改め、同条中「第五十二条」を「第五十五条第一項」に、「食品営業休業届(別記様式第二号)」を「食品営業休業届(別記様式第三号)」に改め、ただし書及び第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第八条第一項中「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に改める。

第九条中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改める。

第十条中「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に改める。

第十一条中「別記様式第四号の二」を「別記様式第六号」に改める。

第十九条中「第十七条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十四条とする。

第十八条第一項中「食品営業許可申請事項変更届(別記様式第九号)による」を「知事が別に定める様式によるものとする」に改め、同条を第二十二号とし、同条の次に次の一条を加える。

(廃止の届出)
第二十三条 施行規則第七十一条の二の規定による届出は、知事が別に定める様式によるものとする。

第十七条中「き損」を「毀損」に、「別記様式第八号」を「別記様式第十号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条中「第六条第二号」を「第六条第一号」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条の二第一項中「第六十八条」の下に「から第七十条まで」を加え、「別記様式第七号」を「知事が別に定める様式」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十八号とし、同条の次に次の一条を加える。

(営業の届出)
第十九条 施行規則第七十条の二の規定による届出は、知事が別に定める様式によるものとする。

第十五条を削る。

第十四条第一項中「第五十二条」を「第五十五条第一項」に、「食品営業許可申請書(別記様式第六号。自動販売機による営業にあつては、別記様式第六号の二)」を「施行規則第六十七条の申請書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書は、知事が別に定める様式によるものとする。

第十四条を第十七号とする。

第十三条の三から第十三条の七までの規定を削る。

第十三条の二第一項中「条例別表第一第四号(二)に規定する水道水以外の水(以下「水道水以外の水」という。)」を「施行規則別表第十七第四号イに規定する飲用に適する水(以下「飲用に適する水」という。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、水道水(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する

簡易専用水道又は群馬県小水道条例（昭和三十三年群馬県条例第六十七号）第二条第二項に規定する小水道事業（市の区域のみにおいて給水を行う小水道事業を含む。）、同条第五項に規定する専用小水道（市の区域のみにおいて給水を行う専用小水道を含む。）若しくは同条第六項に規定する専用自家水道（市の区域のみにおいて給水を行う専用自家水道を含む。）により供給される水をいう。次項において同じ。）と同等の水質検査を行う場合は、この限りでない。

第十三条の二第二項中「水道水以外の水」を「飲用に適する水」に、「の条例別表第一第四号(二)」を「における施行規則別表第十七第四号ロ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、水道水と同等の水質検査を行う場合は、この限りでない。

第十三条の二を第十六条とする。

第十三条を削る。

第十二条中「食品衛生管理者 設置 届（別記様式第五号）」を「知事が別に定める様式」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条の四中「別記様式第四号の五」を「別記様式第九号」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条の三中「別記様式第四号の四」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の二中「別記様式第四号の三」を「別記様式第七号」に改め、同条を第十二条とする。

別表を削る。

別記様式第九号を削る。

別記様式第八号中「第17条」を「第21条」に改め、同様式を別記様式第十号とする。

別記様式第五号から別記様式第七号の三までの規定を削る。

別記様式第四号の五中「第11条の4」を「第14条」に改め、「(五)」を削り、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第四号の四中「第11条の3」を「第13条」に改め、「(五)」を削り、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第四号の三中「第11条の2」を「第12条」に改め、「(五)」を削り、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第四号の二中「(五)」を削り、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第四号中「(五)」を削り、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第三号中「(五)」を削り、同様式を別記様式第四号とする。

「^{廃業}別記様式第二号中 ^{食品営業休業届}を「^{食品営業休業届}」に、

「^{廃業}休業しました」を「^{休業}休業しました」と改め、「（添付書類）^{廃業}の場合、許可

「^{廃業}」を削り、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第一号の二中「第10条」を「第8条」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

（群馬県食品衛生条例施行規則の廃止）

第二条 群馬県食品衛生条例施行規則（昭和四十四年群馬県規則第十八号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十号 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成十五年群馬県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六条第二項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「及び別表第四」を「から別表第五まで」に改める。

別表第一機械系の項中

材料試験システム	一時間につき	九三〇円	を
材料試験システム（一〇〇kN）	一時間につき	一、三〇〇円	に改め、

同表化学系の項中			
高出力X線回折装置	一時間につき	三、五〇〇円	を
微小部蛍光X線分析装置	一時間につき	二、八二〇円	

蛍光X線分析装置	一時間につき	二、八二〇円	に、
----------	--------	--------	----

炭素硫黄分析装置	一時間につき	四、六八〇円
----------	--------	--------

材料試験シス テムによる試 験	一般のもの	一件につき	三、一八〇円
	伸び計使用	一件につき	四、九〇〇円
特殊なもの	一般のもの	一件につき	四、八一〇円
	伸び計使用	一件につき	四、八一〇円
恒温槽使用 (冷媒使 用)	一般のもの	一件につき	六、七五〇円
	伸び計使用	一件につき	六、七五〇円
特殊なもの	一般のもの	一件につき	三、一八〇円
	伸び計使用	一件につき	四、九〇〇円

別表第三試験の項中

ガスクロマトグラフ質量分析装置	一時間につき	六、〇九〇円
ガスクロマトグラフ質量分析装置	一時間につき	六、〇九〇円

を に改め

抗酸化能測定(ORAC法)	五味及び甘味	一件につき	一六、九〇〇円
X線回折分析	低出力測定	一件につき	七、四八〇円
	高出力測定	一件につき	一一、五〇〇円
水蒸気吸着試験 ナノインデンテーション試験	低出力測定	一件につき	七、四八〇円
	高出力測定	一件につき	一一、五〇〇円
ナノインデンテーション試験	低出力測定	一件につき	七、四八〇円
	高出力測定	一件につき	一一、五〇〇円
恒温槽使用	一件につき	二、六六〇円	

同表分析の項中

を に改め、 を に改め、 を に改め、 を に改め、 を に改め、 を に改め、

試験										
物理試験										
区分										
寸法変化率試験	防しわ率試験	はっ水度試験	耐水度試験	重さ試験	水分率試験	糸の長さ試験		織度試験	糸種判別試験	より数試験
						1万メートル以下のもの	1万メートルを超えるもの			
引張強さ及び伸び率試験	摩擦強さ試験	より数試験	糸種判別試験	織度試験	糸の長さ試験	水分率試験	重さ試験	耐水度試験	はっ水度試験	防しわ率試験
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一、一五〇円	一、一五〇円	八三〇円	七二〇円	五七〇円	一、二五〇円	一、二〇〇円	八八〇円	八三〇円	五七〇円	一、二五〇円

同表製作又は加工の項中
試験システム製作
試験システム製作
機械物性値の取得

一時間につき
一時間につき
一件につき

三、六五〇円
三、六五〇円
二、四〇〇円

を
に改め

別表第四の次に次の一表を加える。
別表第五(第六条関係)

化学試験																						
熱湯試験	洗濯試験	耐光試験(キセノン型耐光試験機)			耐光試験(カーボンアーク型耐光試験機)			グ測色試験	コンピュータカラーマッチング測色試験	擦染試験	染色試験	精練漂白試験	前処理及び増加処理	その他の物理試験	遮熱性試験	紫外線遮蔽率試験	電子顕微鏡試験	プリング試験	縫い目滑脱法試験	破裂強さ試験	引裂強さ試験	
		六級以上	五級	四級	三級まで	六級以上	五級															四級
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
九三〇円	九八〇円	一三、八〇〇円	七、四三〇円	四、二八〇円	二、七一〇円	六、四八〇円	三、三〇〇円	一、九三〇円	九三〇円	四一〇円	二、七七〇円	二、三五〇円	二、三五〇円	五一〇円	知事の定める額	二、八七〇円	一、八二〇円	五、三三〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	八八〇円	九八〇円

試験等の結果の贈本交付	紋織、捺染、かすり柄等	一件縦三二・五センチメートル横二四・八センチメートル以内の大きさ、二色、一枚印刷につき	一枚数が一枚を超えるときはその超える枚数一枚ごとに、八二〇円を加えた額
			四一〇円

備考 知事の定める額は、当該試験等に要する材料費、機械器具の損耗費及び機械設備に係る光熱水費の額に、所長が別に定める人件費を加えた額(その額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別記様式第二号中「群馬県産業技術センター」を「群馬県産業技術センター 繊維工業試験場」に改める。

別記様式第十二号中「印」を削り、「群馬県産業技術センター」を「群馬県産業技術センター 繊維工業試験場」に改める。

「^ハ」に改める。

附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 群馬県繊維工業試験場手数料条例施行規則(平成十八年群馬県規則第三十三号)は、廃止する。
- この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の群馬県繊維工業試験場手数料条例施行規則の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。

群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月二十六日
群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十二号
群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十九年群馬県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。
別記様式第四号中「印」を「印各」に、

「 ^ハ 」	体育館	「 ^ハ 」	「 ^ハ 」
	「 ^ハ 」	「 ^ハ 」	
「 ^ニ 」	体育館	「 ^ニ 」	「 ^ニ 」
	「 ^ニ 」	「 ^ニ 」	
「 ^ホ 」	体育館	「 ^ホ 」	「 ^ホ 」
	「 ^ホ 」	「 ^ホ 」	

別記様式第四号の二中「印各」を「印各」に改める。
別記様式第五号中「印」を削る。

附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月二十六日
群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十三号

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則
群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「第三十条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改める。

第六条中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改める。
 第七条第一項中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同条第二項中「第三十八
 条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

第九条第二項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。
 第十条中「第三十四条」を「第三十九条」に、「第三十七条」を「第四十二条」に
 改める。

別記様式第二号中「氏名 印」を「氏名」及び「第32条」を「第37条」及び
 「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第三号中「氏名 印」を「氏名」及び「第38条第一項」を「第43
 条第一項」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第五号中「氏名 印」を「氏名」及び「係員印」
 を「係員氏名」に改める。

別記様式第五号の二中「氏名 印」を「氏名」に改める。
 別記様式第五号の三中「氏名 印」を「氏名」及び「係員印」を「係員氏名」
 に改める。

別記様式第六号中「氏名 印」を「氏名」及び「第29条第一項」を「第34
 条第一項」及び「第31条第一項」を「第36

条第一項」及び「第30条第二項」を「第35条第二項」及び「係員印」を「係員氏
 名」に改める。

別記様式第七号中「氏名 印」を「氏名」及び「第36条第一項」を「第41
 条第一項」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第七号の二から別記様式第八号の二までの規定中「氏名 印」を「氏
 名」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
